



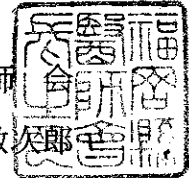
福岡医発第 1300 号 (地)

平成14年10月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師  
会 長 関 原 敬 久 郎



広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

本年4月1日より実施された医療に関する広告規制の緩和につきましては福岡医発第133号(H14.4.15付)および福岡医発第854号(H14.8.2付)にてご案内いたしておりましたが、この度、日本医師会及び福岡県保健福祉部医療指導課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、新たに、日本医学放射線学会、日本眼科学会及び日本産科婦人科学会から専門医資格の届出が厚生労働省に受理されたことに伴い、医療機関に常時診療に従事する医師で別添厚生労働省通知に掲げる専門医資格を有する場合、当該医療機関では、その医師の専門医資格を広告することができるものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

日医発第 717 号（地 127）  
平成 14 年 10 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
坪 井 栄 孝

広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日に実施された広告規制緩和により、一定の条件の下で医療機関が常時診療に従事する医師について、いわゆる「専門医資格」を広告することができることとなり、先般も 3 学会が認定する専門医資格が認められたところであります。

今般、新たに、日本医学放射線学会、日本眼科学会及び日本産科婦人科学会からの届出が厚生労働大臣に受理されたことに伴い、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び医療機関に対する周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医政総発第1001001号  
平成14年10月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」（平成14年厚生労働省告示第158号）第26号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等に関しては、先に「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」（平成14年7月17日医政総発第0717001号医政局総務課長通知。以下「平成14年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、広告することができる資格名を下記のとおり追加することとしたので通知する。

記

平成14年通知の表に次のように加える。

| 団体名          | 資格名       | 届出受理年月日    | 連絡先           |
|--------------|-----------|------------|---------------|
| （社）日本医学放射線学会 | 放射線科専門医   | 平成14年10月1日 | (03)3814-3077 |
| （財）日本眼科学会    | 日本眼科学会専門医 | 平成14年10月1日 | (03)3295-2360 |
| （社）日本産科婦人科学会 | 産婦人科専門医   | 平成14年10月1日 | (03)3260-2296 |

医政総発第0717001号  
平成14年7月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告できる事項」（平成14年厚生労働省告示第158号）第26号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等は下記のとおりであり、それぞれの届出受理年月日欄に記載の日以降広告することが可能になったので通知する。

記

| 団体名          | 資格名       | 届出受理年月日    | 連絡先           |
|--------------|-----------|------------|---------------|
| （社）日本整形外科学会  | 整形外科専門医   | 平成14年7月17日 | (03)3816-3671 |
| （社）日本皮膚科学会   | 皮膚科専門医    | 平成14年7月17日 | (03)3811-5099 |
| （社）日本麻酔科学会   | 麻酔科専門医    | 平成14年7月17日 | (03)3815-0590 |
| （社）日本医学放射線学会 | 放射線科専門医   | 平成14年10月1日 | (03)3814-3077 |
| （財）日本眼科学会    | 日本眼科学会専門医 | 平成14年10月1日 | (03)3295-2360 |
| （社）日本産科婦人科学会 | 産婦人科専門医   | 平成14年10月1日 | (03)3260-2296 |

# 参考

医政発第 0401012号

平成14年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に  
関して広告し得る事項等について（抜粋）

今般、平成14年3月29日付け厚生労働省告示第158号（「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項」。以下「新告示」という。）をもって医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項が、同日付け厚生労働省告示第159号（「厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準」。以下「専門医告示」という。）をもって広告可能な専門医資格を認定する団体の基準が定められ、本年4月1日より適用されることとなり、併せて、平成13年1月31日付け厚生労働省告示第19号（「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項」。以下「旧告示」という。）が、平成14年3月31日限り廃止されたところである（別添1）。

その施行に当たっては、特に下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

また、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等にその周知をお願いする。

なお、平成13年2月22日付け厚生労働省医政局長通知（「医療法等の一部を改正する法律等の施行について」）の第8の(6)は削除する。

## 記

### 第1 改正の趣旨

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告については、患者保護の観点から医療法（昭和23年法律第205号）第69条その他の規定により制限されてきたと

ころであるが、現在進められている医療制度改革においても、医療に関する情報開示を進め、患者の選択を通じて我が国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくことが重要な柱と位置付けられており、こうした観点から議論された社会保障審議会医療部会における意見等を踏まえ、医療分野において広告できる事項を拡大するものであること。

## 第2 改正の要点

### (7) 第26号関係

#### ①専門医資格

ア 専門医告示の各号に掲げる基準を満たす団体が厚生労働大臣に届出を行った場合は、当該団体が認定するいわゆる専門医資格を有する旨を広告しても差し支えないこと。

イ 届出の受理の際の当職による専門医告示に定める基準の審査に当たっては、専門医資格の客観性を担保するため、医学医術に関する団体の意見を聴取することとしていること。

ウ 専門医資格の広告が可能なのは、常時診療に従事する医師又は歯科医師についてのみであること。

エ 厚生労働大臣が届出を受理した場合は、厚生労働省は、当該団体名及び当該団体が認定する専門医資格名の一覧を各都道府県宛に通知するとともに、厚生労働省ホームページ([www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp))により公表することを予定しているので、個別の広告が広告規制に抵触するか否かを判断する際の参考にされたいこと。

オ 実際の広告の形態は、主に次に示すようなものを想定していること。

(例) 医師〇〇〇〇(〇〇学会認定 〇〇専門医)

カ 団体による厚生労働大臣への届出は、(別添2)の申請書により必要な添付書類を添えて行うこととすること。

#### ②専門医資格を認定する団体の基準

##### ア 専門医告示第1号関係

法人格の種類については、民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する社団法人又は財団法人に限るという趣旨ではなく、中間法人法(平成13年法律第49号)に基づく中間法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等であっても差し支えないこと。

#### イ 専門医告示第2号関係

団体の会員数の算定に際しては、当該団体が定める正会員に限る取扱とし、準会員、賛助会員等は含めないこと。また、会員数の8割以上が医師又は歯科医師でなければならないという基準の計算に際しては、医学に関する団体については医師が、歯学に関する団体については歯科医師が、それぞれ8割以上であることが必要であること。

#### ウ 専門医告示第3号関係

「一定の活動実績」は、5年相当の活動実績として取り扱うこと。また、その内容の公表については、インターネットホームページ、年報等広く国民に周知できる方法によって行わなければならないこと。

#### エ 専門医告示第4号関係

外部から当該団体が認定した専門医資格に関する問い合わせを行う場合の連絡先が明示されており、かつ、問い合わせに明確に対応できる担当者(兼任でも可)を置く等の事務局体制が確保されていること。

#### オ 専門医告示第5号関係

資格の取得要件の公表については、インターネットホームページ、年報等広く国民に周知できる方法によって行わなければならないこと。

#### カ 専門医告示第6号関係

5年間の研修のすべてについて、必ずしも専門医資格の認定を行う団体自らが行う必要はないが、外部の研修を利用する場合は、当該団体自らが行う研修と外部の研修とが有機的に連携されたものとなるように配慮されたものである必要があること。

#### キ 専門医告示第7号関係

資格の認定は、医師又は歯科医師の専門性を判断するに十分な内容及び水準の公正な試験により実施されている必要があること。

#### ク 専門医告示第8号関係

医師又は歯科医師の専門性を担保するため、専門医資格の認定を行った医師又は歯科医師に対し、原則として少なくとも5年に1度(将来的に5年以内に1度に改善する計画を示した団体にあつては、当分の間、10年以内に1度とする。)は当該資格を更新しなければならないこととすること。また、更新の際には、適宜、医師又は歯科医師の専門性を確認できるよう努めること。

ケ 専門医告示第9号関係

当該団体の会員名簿(氏名のみが掲載されているもので可。)及び専門医の認定を受けた者の名簿(氏名のみが掲載されているもので可。)の双方が、インターネットホームページ、年報等広く国民に周知できる方法により公表されていること。

○厚生労働省告示第百五十八号

医療法(昭和二十二年法律第二百五号)第六十九条第一項第十一号の規定に基づき、医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告することのできる事項を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告することが出来る事項(平成十三年厚生労働省告示第十九号)は、平成十四年三月三十一日限り廢止する。  
平成十四年三月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

- 一 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告することのできる事項  
保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨
- 二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
- 三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
- 四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
- 五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨
- 六 母体保護法指定区である旨
- 七 臨床研修指定病院、歯科臨床研修指定病院又は歯科臨床研修指定診療所である旨
- 八 身体障害者福祉法指定区、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨
- 九 精神保健指定区、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨
- 十 生活保護指定区、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨
- 十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨
- 十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨
- 十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨
- 十四 戦傷病者特別優遇法指定病院又は戦傷病者特別優遇法指定診療所である旨
- 十五 公費医療機関である旨
- 十六 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院である旨

十七 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨

十八 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨

十九 昭和四十八年四月十七日衛発第二四四二号厚生省公衆衛生局長通知(特定緊急治療研究事業について)による治療研究に係る医療の給付を行っている旨

二十 昭和四十九年五月十四日厚生省発見第二二一八号厚生省次官通知(小児慢性特定疾患治療研究事業について)による治療研究に係る医療の給付を行っている旨

二十一 平成五年七月二十八日健医発第八二二五号厚生省保健医療局長通知(エイズ治療の拠点病院の整備について)によるエイズ治療の拠点病院である旨

二十二 基本診療科の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十三号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨

二十三 特掲診療科の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十四号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨

二十四 入院時食事療養の基準等(平成六年厚生省告示第二三十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨

二十五 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨

二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に關する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に關する認定を受けた旨

二十七 実施している治療の方法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に關する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)に規定するものに限る。)

二十八 当該医療機関で行われた手術の件数(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に關する基準に規定するものに限る。)

二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数

三十 平均在院日数

三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)

三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を設けるための記号

三十三 予約に基づく診療の実施

三十四 休日又は夜間における診療の実施

三十五 往診の実施

三十六 在宅医療の実施

三十七 訪問看護に關する事項

三十八 健康診査の実施

三十九 保健指導又は健康相談の実施

四十 予防接種の実施

四十一 健康保険法第四十三條第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第二三六号)又は老人保健法第十七條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二五十一号)に規定する療養の実施

四十二 薬事法(昭和二十五年法律第四十五号)第二条第七項に規定する治療に關する事項

四十三 費用の支払方法又は領収に關する事項

四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に關するものを除く。)及びそれに要する費用

四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別

四十六 患者数

四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合

四十八 病床数又は病床数

四十九 診療録を電子化している旨

五十 入院診療計画を導入している旨

五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨

五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に應じる体制を確保している旨

五十三 当該医療機関内において全例を被褥するのための全備を整備している旨

五十四 安全管理のための体制を確保している旨

五十五 共同利用をすることが出来る医療機器に關する事項

五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に關する事項(医療の内容に關するものを除く。)

五十七 対応することが出来る言語

五十八 介護老人保健施設又は医療法(昭和二十三年法律第二五五号)第四十二條第一項各号(第三号を除く。)に掲げる業務を専ら行つたための施設であつて、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称

五十九 紹介することが出来る他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称

六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類

六十一 駐車設備に關する事項

六十二 理事長の略歴、年齢及び性別

六十三 平均病床利用率

六十四 外部監査を受けている旨

六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査機関に登録をしている旨

六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項

○厚生労働省告示第百五十九号

医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告することが出来る事項(平成十四年厚生労働省告示第百五十八号)第二十六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に關する基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

上が医師又は歯科医師であること。

三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。

四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。

五 医師又は歯科医師の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること。

六 資格の認定に際して五年以上の研修の受講を条件としていること。

七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。

八 資格を定期的に更新する制度を設けていること。

九 会員及び資格を認定した医師又は歯科医師の名簿が公表されていること。

○厚生労働省告示第百六十号

医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第七十一条第一項第八号の規定に基づき、平成五年厚生省告示第二十四号（医療法第七十一条第一項第七号の規定に基づき、広告し得る事項を定める件）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

第十三号を第十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

十九 理事長の略歴、年齢及び性別

二十 外部監査を受けている旨

二十一 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨

第十二号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 当該助産所の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類

第十一号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 妊産婦数及びじよく婦数

十五 安全管理のための体制を確保している旨

第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 当該助産所の情報の伝達用に供する電気通信設備を業別するための記号：

第二号の次に次の一号を加える。

三 当該助産所で行われた分娩の件数



14医指医第194号  
平成14年10月9日

社団法人福岡県医師会長 殿  
社団法人福岡県歯科医師会長 殿  
社団法人福岡県病院協会会長 殿  
社団法人福岡県私設病院協会会長 殿  
社団法人福岡県精神病院協会会長 殿  
全国自治体病院協議会福岡県支部長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長



「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」  
の一部改正について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

